

一般社団法人 島根労働基準協会会長 様

島根労働局労働基準部長



島根労働局職業安定部長



令和2年度外国人労働者問題啓発月間の周知について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年は11月を政府全体として「外国人労働者問題啓発月間」と位置付けており、島根労働局といたしましても、事業主、事業主団体を始め広く国民の皆様の一層の理解と協力を求めることを目的として、啓発運動を展開していくこととしています。

つきましては、貴団体の傘下団体・会員企業に対し別添のポスター及びパンフレット類を配布していただき、外国人雇用状況の届出制度を始めとする外国人雇用の基本ルールの徹底や、技能実習制度の適正な運用及び在留資格「特定技能」を有する外国人の受入れ制度について周知していただくとともに、外国人労働者問題に対する理解を深めていただきますようお願い申し上げます。